

地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人ら夫妻について、高齢で持病を有する親との家族別離が生じたことから、申立人ら夫妻と申立人夫の亡父につきそれぞれ月額3割の日常生活阻害慰謝料の増額分（平成23年3月から同年9月まで）及び生活費増加費用（二重生活による水道光熱費増加費用、平成23年4月から同年9月まで）の賠償が認められるとともに、申立人夫は避難先から事故時勤務先への通勤を断続的に行っていたこと、申立人妻は避難により勤務先からの退職を余儀なくされたこと等の事情を踏まえ、就労不能損害として、申立人夫には避難先からの通勤費増加分（平成23年3月から平成24年5月まで）及び申立人妻には減収分（平成24年6月から平成25年5月まで）の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1及び同X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- (1) 亡A（以下「被相続人」という。）が平成26年3月〇日に死亡し、申立人X1が、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと。
- (2) 申立人らの知る限り、申立外B、同C、同D及び同Eが相続放棄をしたため、申立人X1が被相続人の唯一の相続人となったこと。

2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の対象期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

3 和解金額

被申立人は、前項の損害項目（同項記載の期間に限る。）に対する和解金として、申立人らに対し、金239万9958円の支払義務があることを認める。

4 支払方法

（省略）

5 清算条項

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年10月26日

（仲介委員 竹之内 俊）

| 令和〇年(東)第〇号 申立人 X1 外1名 | | | |
|--------------------------|-------------------|-------------------|-------------|
| 損害項目 | 申立人 | 対象期間 | 金額 |
| 生活費増加費用 (水道光熱費) | X1 | H23.4.1~H23.9.30 | 16,158 円 |
| 精神的損害 (日常生活阻害慰謝料・増額分) | X1 X2 | H23.3.11~H23.9.30 | 210,000 円 |
| | X1 (亡A 相続分) | H23.3.11~H23.9.30 | 210,000 円 |
| 就労不能損害 (通勤費増加分) | X1 | H23.3.11~H24.5.31 | 1,044,000 円 |
| 就労不能損害 | X2 | H24.6.1~H25.5.31 | 919,800 円 |
| 合 計 | | | 2,399,958 円 |